

JCPA 日本コミュニケーション心理学協会 受講規約

日本コミュニケーション心理学協会(以下「当協会」という)受講規約(以下「本規約」という)は、当協会の講座(以下「講座」という)を受講されようとする個人(以下「受講生」という)が、本規約に定める条項を承諾して頂く必要がある点について記載しております。講座のお申し込みの完了を持ちまして、本規約に定める条項を承諾頂いたものとします。

第1条(受講について)

講座の受講は、受講日までに受講料のお支払いをもって可能となります。

第2条(受講料について)

1. 受講料は、当協会担当講師より指定された口座へ、指定日までにお振込みを頂きます。
なお、お振り込みにかかる手数料は、受講生様のご負担となります。
2. 受講後のご返金は一切できません。

第3条(受講キャンセルについて)

1. 講座の受講申込み・受講料お支払い後のキャンセル料は、開講日から起算して下記の通りとなります。
講座開講日7日前まで受講料の50%
講座開講日前日から受講料の100%
2. 受講をキャンセルされた場合の受講料は、当該月の翌月末までに、その差額、並びに振り込みにかかる手数料を差し引いた金額をご返金致します。
3. 受講日を振替える場合は、受講料のキャンセル料は発生致しません。

第4条(講座の振替えについて)

やむを得ない事情により講座を欠席する場合は、他の講座開校日に振替えて受講する事が可能です。

第5条(講座内容に対する権利及び補足)

1. 当協会本部の許可なく、講座内容を携帯電話、スマートフォン、カメラ等にて撮影する事はできません。
2. 講義内容をいかなる方法においても第三者に対して、販売・譲渡・貸与・修正・使用許諾をする事はできません。
3. 講座にて使用するテキスト・資料等の著作権は当協会が保有するものとし、無断で複製・使用を禁止致します。
また、許可なくテキストの内容の一部を利用、並びに、当協会のノウハウを用いて独自に講座を作成する事、実施する事もできません。
4. 当協会は、講義内容の撮影及び録音を行い、資料またはホームページ等、各関連媒体への掲載をする場合があります。但し、人物の特定ができる撮影物については掲載前にご連絡し、許可を頂いてから掲載致します。
5. 当協会の認定講座を開催できる資格と範囲は、本講座修了者(コミュニケーション心理アドバイザー、子育てコミュニケーション心理士、婚活心理アドバイザー)が修了したコースの体験講座を、認定インストラクターは、修了したコースの体験講座、並びに、本講座前編(子育てコミュニケーション心理士養成講座においては子育て

気質学本講座)を、マスターインストラクターは、修了したコースの体験、並びに、本講座前編、後編(アドバイザー養成講座、もしくは、子育てコミュニケーション心理士養成講座)となります。また、インストラクターを養成する講座につきましては、協会本部でのみおこないますので、インストラクター資格を保有していても、インストラクターの育成はできません。

第6条(規約の適用)

本規約は、受講申込み後から適用され、受講後も、全受講者に適用されます。

第7条(個人情報の取り扱いについて)

当協会がお預かりした個人情報は、講座に関するご連絡、テキストや認定証の配送といった本サービスの提供に関してのみ利用し、法令により認められる場合を除き、目的外に利用する事、並びに、第三者への提供は致しません。

第8条(規約の改定)

本規約は、当協会が開催する講座の申し込みフォームに掲載された時点をもって改定されたものとします。

第9条(損害賠償)

1. 受講者が、講座に起因、または関連して当協会に対して損害を与えた場合、受講者は一切の損害を賠償するものとします。
2. 講座に起因、または関連して受講生と他の受講生、その他第三者との間で紛争が発生した場合、受講生は自己の費用と責任において、当紛争を解決するとともに、当協会に生じた一切の損害を賠償するものとします。
3. 第5条の3に違反した場合、損害を賠償するものとします。

第10条(管轄裁判所)

本規約を巡る一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

最終改訂日 令和3年9月30日
JCPA 日本コミュニケーション心理学協会